

< 概要版 >

「このとりのゆりかご」 が問いかけるもの

～このとりのゆりかご検証会議・最終報告～

平成21年11月26日
このとりのゆりかご検証会議
(事務局：熊本県少子化対策課)

※概要版は、事務局において最終報告
の内容を要約、説明したものです。

【最終報告の内容と構成】

- 「こうのとりのゆりかご」は、平成 19 年 5 月 10 日に運用が開始されたが、熊本県では、ゆりかごをめぐる課題を明らかにするため、「こうのとりのゆりかご検証会議（座長：柏女霊峰）」を設置し、以来 10 回の会議を開催し議論を重ね、その集大成として最終報告をとりまとめた。
- 最終報告は、ゆりかごに関して広く社会的な議論がなされることを期待して、その内容を公表するものである。
- 最終報告では、「こうのとりのゆりかご」の運用実態とそれらに深く関連する事項について整理し、ゆりかごが提起する諸課題について検討を行った。また、網羅的に課題解決のための方向性を提示し、ゆりかごを全体的に評価したうえで、考え得る対応策として、関係機関への提言と要望をまとめた。さらに、当検証会議の考え方について全体のとりまとめを行った。
- 全体は、9 つの章（序章から第 8 章）と資料編からなる。

＜参考：資料編目次＞

1. 「こうのとりのゆりかご」の利用状況に係る統計資料
2. 妊娠に関する悩み相談 3 機関比較
3. ゆりかごに類似した各国の制度と取組一覧
4. 相談窓口広報カード
5. ゆりかごの外観（平成 21 年 10 月 20 日現在）
6. 慈恵病院ホームページ

＜検証会議委員名簿＞

◎座長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉、児童心理
	奥山真紀子	国立成育医療センターこころの診療部長	小児精神保健
	高木 絹子	弁護士	法律
	田中 昭子	あゆみ保育園 主任保育士	保育
	恒成 茂行*	熊本大学名誉教授	法医学
	弟子丸元紀	益城病院医師	精神医療
	山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授	社会福祉、児童福祉
	良永彌太郎	熊本大学法学部教授	社会保障法学

※座長以外は、「あいうえお」順

* 恒成茂行委員におかれては、平成 20 年末から病氣療養中のところでしたが、平成 21 年 8 月 27 日に逝去されました。検証会議の一員として、多くの貴重なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げ、謹んで哀悼の意を表します。

◇ 事務局・熊本県少子化対策課 ◇

熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 電話 096 (333) 2225

※当検証会議は熊本県が設置し、熊本県と熊本市が共同で運営している。

<審議の主な経過>

事前会議	19年10月15日	論点項目の議論	東京都内
事前会議	11月9日	論点項目の議論	熊本県庁
第1回会議	11月30日	スケジュールおよび論点項目の議論	熊本県庁
意見聴取	20年1月~2月	書面による検証委員の意見聴取	—
実地調査	3月13日	(対応) 蓮田太二副院長、田尻由貴子看護部長	慈恵病院
第2回会議	3月13日	論点項目に関する議論	熊本県庁
関係者聴取	6月30日	(対応) 特別養子縁組関係者・大羽賀秀夫氏	熊本県庁
第3回会議	6月30日	論点項目に関する議論	熊本県庁
第4回会議	8月11日	中間とりまとめ案の議論	熊本県庁
中間報告の公表	9月8日	「中間とりまとめ」の県への報告と公表	熊本県庁
第5回会議	11月17日	論点項目に関する議論	熊本県庁
意見聴取	21年1月	書面による検証委員の意見聴取	—
ヒアリング	3月13日	(対応) 蓮田太二副院長、田尻由貴子看護部長	熊本県庁
第6回会議	3月13日	論点項目に関する議論	熊本県庁
第7回会議	6月1日	論点項目に関する議論	熊本県庁
意見聴取	7月	書面による検証委員の意見聴取	—
第8回会議	8月28日	論点および最終報告素案に関する議論	熊本県庁
意見聴取	9月	最終報告素案に対する検証委員の意見聴取	—
第9回会議	10月15日	最終報告案の議論	熊本県庁
意見聴取	10月	最終報告案に対する検証委員の意見聴取	—
第10回会議	11月16日	最終報告案の議論	熊本県庁
最終報告の公表	11月26日	県への報告、記者会見	熊本県庁

序 章

【序章の主な内容と要点】

- 序章では、最終報告の基本的な考え方を示すとともに、検証の役割分担、審議の経過、特に留意した事項、検証の対象期間、ゆりかご事例に関する記述の考え方、検証の方法など、検証を進めるにあたっての基本的な事項を記載した。
- 序章の要点は、次のとおり。
 - ・ 平成 19 年 5 月 10 日から平成 21 年 9 月 30 日までの期間のゆりかご事例を対象とした。
 - ・ ゆりかご事例の件数のほか、利用の背景など、諸課題を導き出した根拠として示す必要があると判断される事項については、できる限り記載した。

1. ゆりかごをめぐる検証について

当検証会議は、「こうのとりのゆりかご」をめぐる課題を明らかにすることを目的に、熊本県により設置された。平成 19 年 11 月以来審議を重ね、平成 20 年 9 月 8 日には、それまでの議論を整理した「中間とりまとめ」を公表し、その後、さらに議論を重ねてきた。この最終報告は、2 年間に及ぶ当検証会議での議論の最終とりまとめである。

2. 検証の方法と内容について

- 検証を実施した項目は、大きく以下の 3 点である。
 - ・ 運用・利用状況（個別事例）の分析と評価。

なお、ゆりかご事例は、検証対象期間の 51 事例を対象とした。諸課題の根拠となる事例の背景などについては、子ども個人が特定されないように最大限の配慮をしながらも、できる限り記載した。
 - ・ 社会的課題・法制度上の課題の整理。

なお、ゆりかごの課題が多岐にわたっており、議論を進めやすくするため、(a) ゆりかごに預け入れる以前、(b) ゆりかごの運用面、(c) ゆりかごに預け入れられた子どもの援助の 3 つの段階に分けて整理した。
 - ・ 提言・要望の整理。

なお、課題の整理から導き出された事項について、都道府県の先駆的な取組なども参考にしながら検討し、国に対するもの、関係機関に対するものなど、検証会議として意見の一致を見た提言・要望について記載した。

第1章 ゆりかごについて

【第1章の主な内容と要点】

- 第1章では、ゆりかごが設置されるまでの経緯とゆりかごの仕組み、慈恵病院、熊本県、熊本市など関係機関における対応を記載した。また、ゆりかごに関連する内外の制度と取組についても考察を行った。
- 第1章の要点は、次のとおり。
 - ・ ゆりかごは、医療機関において、匿名で子どもを受け入れるための窓口として設置されたものである。ゆりかごに預け入れられた子どもは、現行法では医療機関で預かることはできず、児童福祉法など既存の制度の枠組の中で、その後の対応が行われる。
 - ・ ゆりかごの運用に関しては、慈恵病院において、事前の相談の呼びかけを強めるとともに、利用者と接触できた場合にはできる限り相談に持ち込むなど、匿名としない対応をする努力がなされている。
 - ・ ゆりかご運用等にかかる費用は、慈恵病院で年間1,150万円程度である。また、熊本県において、子どもの施設入所の措置費等として、19年度、20年度、21年度（9月末まで）で1億3千万円程度（国と県が2分の1ずつ負担）の費用を要した。
 - ・ ゆりかごに類似した制度は海外でも多数見られる。大まかに「ヨーロッパ型」「アメリカ型」「発展途上国型」の3種類に分類することができる。

1. ゆりかごが設置されるまでの経緯

(1) ゆりかごの構想

- 平成18年11月9日、熊本市島崎にある医療法人聖粒会（慈恵病院）が進める「このとりのゆりかご」の設置計画が明らかになった。
- 遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから、ドイツの取組などを参考として、匿名で子どもを預かる施設の設置が計画された。

(2) 医療法上の許可

- ゆりかごの設置については、病院施設の用途・構造の変更を伴い医療法上の許可が必要とされたため、平成18年12月15日に慈恵病院が医療法に基づく建物の変更許可申請を、熊本市に提出した。
- 熊本市は平成19年4月5日、「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」と判断し、許可した。なお、その際、「子どもの安全確保」「相談機能の強化」「公的相談機関等との連携」の3つの留意事項を遵守するよう条件を付した。

2. ゆりかごの仕組みと対応

(1) ゆりかごの仕組み

① ゆりかごの設備

- ゆりかごの設備は、慈恵病院の建物1階にある一室の外壁に扉を付け、屋内に保育器を設置したもので、これにより外側から子どもを受け入れるものである。

- 子どもが預け入れられると、子どもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、2階のナースステーションにいる職員が子どもを保護することとなっている。
- 預け入れる前に相談するよう呼びかけるため、平成21年1月からは、ゆりかごの扉部分の表示が、「赤ちゃんになにかをのこしてあげて」という内容から「扉を開ける前に、右側壁のインターホンを鳴らして相談してください」と変更された。
- ② ゆりかごの運用の変遷
 - 平成21年1月下旬、病院のホームページについても変更された。時間の経過とともに、より相談業務と一体となった運用を前面に出すようになった。
- ③ 慈恵病院内での初期対応
 - 子どもが預け入れられた場合、病院では、子どもを保護し、医師の健康チェックを行うとともに、関係機関に連絡を入れる。
 - 預け入れた者との接触ができた場合には、できる限り相談に持ち込んでいる。
- ④ 病院からの連絡の法的位置づけ
 - 慈恵病院からの熊本南署への連絡は棄児の第一発見者からの警察官への申告であり、熊本県中央児童相談所への連絡は要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

(2) 関係機関での対応

- ① 病院からの連絡を受けた後の関係機関の対応
 - 警察官が現場に駆けつけ、保護責任者遺棄罪など、「事件性」がないか確認する。後日、熊本南署は、棄児発見申出書を作成し、熊本市長に申し出る。
 - 熊本県中央児童相談所の職員が慈恵病院に駆けつけ、子どもの保護に当たる。
 - 熊本市は、熊本南署からの棄児発見の申出を受ける。後日、棄児発見調書を作成する。また、熊本市長が子どもの姓名をつけ、本籍地を定める。
- ② 熊本県中央児童相談所での対応
 - 熊本県中央児童相談所は、即日、一時保護措置をとる。
 - 子どもの成育歴や家族環境などを把握するため、社会調査を実施する。
 - 親が判明した場合には、居住地の児童相談所にケース移管する手続きをとる。
 - 親が判明しない子どもは、乳児院などへの入所措置など、「公の責任」の下で社会的養護の仕組みで対応される。

(3) ゆりかごの運営等にかかる費用

- ① 慈恵病院での設置・運営費用
 - 慈恵病院でゆりかご設置に要した費用は、建物の改修関係および機械設備の費用が約450万円程度で、維持と医療費の一部等にかかる費用が年間350万円程度である。
 - これに加えて、ゆりかご対応と24時間相談対応（電話および来所）のための人件費（助産師3名の輪番で対応）が年間約800万円程度となっている。
- ② 行政の対応にかかる費用
 - 子どもの保護・援助の費用は、熊本県において、平成19年度は約3,490万円、平成20年度は約6,880万円、平成21年度は約2,640万円の負担があった。

3. ゆりかごに関連した内外の制度と取組

(1) ゆりかごに類似した各国の制度と取組

① ゆりかごに類似した海外での取組

- ゆりかごはドイツの「ベビー・クラッペ」を参考に構想されたものであり、海外では近年、類似の取組が多数見られる。海外での取組は、大まかに「ヨーロッパ型」「アメリカ型」「発展途上国型」の3種類に分類することができる。
- ヨーロッパ型では、ドイツ、チェコ、オーストリア、ベルギーなどがあるが、その特徴としては、子どもを預け入れるための箱（施設）を設置している点があげられる。
- アメリカ型では、各州法で、避難所に指定された病院等施設やその職員に子どもを直接手渡す方法がとられている。
- 発展途上国型では、南アフリカ、パキスタン、インドなどがあるが、いずれも貧困、宗教上の理由、慣習等の問題から主に民間団体が運営しているという特徴がある。

② ドイツの「ベビー・クラッペ」と日本のゆりかごとの比較

- 「ベビー・クラッペ」とゆりかごはいずれも匿名で子どもを預かる仕組みであるが、両者とも国内において法的な位置づけはなされていない。

(2) 日本での類似の取組

① 天使の宿

- 天使の宿は、昭和 61 年に群馬県内で「わらの会」により設置・運営された。6 畳程度の無人のプレハブ小屋に子どもが預けられると、職員が引き取りに行く仕組みであった。
- 6 年間に 14 人の子どもが預けられ、そこで養育されたが、当時、法整備等の議論は深まらなかった。子どもの死亡事故があり、平成 4 年に閉鎖された。

② ゆりかごとの比較

- 相談業務を併せて実施していること、公的な制度に引き継ぐこと、年間の利用件数が天使の宿の 10 倍ほどあることなどが、天使の宿と比較した場合のゆりかごの特徴（相違点）である。

第 2 章 ゆりかごの利用状況とその背景

【第 2 章の主な内容と要点】

- 第 2 章では、ゆりかごの利用状況と利用の背景や事情について明らかにし、総括するとともに、預け入れられた後の子どもの状況も記載した。
- 第 2 章の要点は、次のとおり。
 - ・ 検証対象期間（平成 19 年 5 月 10 日から平成 21 年 9 月 30 日）の約 2 年 5 か月の間、ゆりかごに 51 人の子どもの預け入れがあった。
 - ・ ゆりかご事例の中には、幼児の預け入れが 2 件あった。また、51 件のうち親の居住地が判明した 39 件すべてが、熊本県外の事例であった。さらに、親が福祉専門職や教育職関係者である事例があった。障がいのある子どもが預け入れられた事例が複数あった。
 - ・ 親が判明した 39 事例のうち、38 事例について親の居住地の児童相談所にケース移管を行ったが、そのうち 7 事例が家庭引き取りとなった。
 - ・ ゆりかごの利用状況の総括としては、「広域からの利用がある」「自宅での専門家の立会いのない出産が多い」「祖父母が預け入れに来た事例が少なくない」「親族や友人に相談した結果、預け入れに来ている事例がある」「孤立したまま、預け入れに来ている事例がある」「全体の 7 割強の事例で親の判明につながっている」ことなどである。

1. ゆりかごの利用状況と背景

(1) ゆりかごの利用状況

① 利用状況（子どもの預け入れの状況）

- 平成 19 年 5 月 10 日から平成 21 年 9 月 30 日までの約 2 年 5 か月の間に、51 人の子どもの預け入れがあった。
- 子どもが預け入れられた時間帯は、18 時から 24 時までが 19 件と全体の約 4 割を占めている。次いで、12 時から 24 時の時間帯が約 3 割となっている。

② 子どもの状況

- 子どもの性別は、男児 28 人、女児 23 人となっている。
- 年齢区分は、生後 1 か月未満の「新生児」43 人、生後 1 か月以上生後 1 年未満の「乳児」6 人、生後 1 年以上小学生入学前の「幼児」2 人であった。
- 子どもの健康状態については、異常のなかったものが 47 人、精密検査など何らかの医療行為を要するものが 4 人あった。

③ ゆりかごに残された遺留品など

- 着衣以外の「物」が置かれていた事例は、全体 51 件のうち 36 件であった。このうち親からの手紙があったものが 21 件あった。
- 父母等からの事後接触があったものは 13 件であった。

【図表2-1-1：ゆりかごの利用状況】（平成21年9月30日現在）（単位：件、％）

項目		細項目	19年度	20年度	21年度	合計
		利用件数	17	25	9	51 (100.0)
発見日時	曜日別	日 曜	2	6	0	8 (15.7)
		月 曜	2	1	1	4 (7.8)
		火 曜	1	4	2	7 (13.7)
		水 曜	2	3	2	7 (13.7)
		木 曜	7	2	1	10 (19.6)
		金 曜	1	5	2	8 (15.7)
		土 曜	2	4	1	7 (13.7)
	時間帯別	0時～6時	2	5	1	8 (15.7)
6時～12時		2	4	1	7 (13.7)	
12時～18時		4	9	4	17 (33.3)	
18時～24時		9	7	3	19 (37.3)	
性別	男	13	13	2	28 (54.9)	
	女	4	12	7	23 (45.1)	
年齢	新生児（生後1か月未満）	14	21	8	43 (84.3)	
	乳児（生後1か月以上生後1年未満）	2	3	1	6 (11.8)	
	幼児（生後1年以上小学校入学前）	1	1	0	2 (3.9)	
新生児の体重	1,500g 未満	0	0	0	0 (0.0)	
	1,500g 以上 2,500g 未満	2	5	0	7 (16.3)	
	2,500g 以上	12	16	8	36 (83.7)	
健康状態	健康	15	23	9	47 (92.2)	
	医療を要したもの	2	2	0	4 (7.8)	
身体的虐待の疑い	虐待の疑いのあった件数	0	0	0	0 (0.0)	
病院から親への手紙	病院からの手紙の持ち帰りの件数	13	19	4	36 (70.6)	
遺留品	有の件数	一緒に置かれていた物（着衣以外）	13	18	5	36 (70.6)
	親の手紙	父母等からの手紙のあった件数	6	11	4	21 (41.2)
戸籍	熊本市が戸籍を作成した件数	9	4	0	13 (25.5)	
事後接触	接触の有無	父母等からの事後接触の件数	5	6	2	13 (25.5)
	接触の時期	当日	1	2	0	3 (23.1)
		2日目から1週間未満	3	2	1	6 (46.1)
		1週間以上～1月未満	1	1	0	2 (15.4)
		1月以上	0	1	1	2 (15.4)
父母等の居住地	10区分 (区分毎の件数)	熊本県内	0	0	0	0 (0.0)
		九州（熊本県以外）	3	8	2	13 (25.5)
		四国	*1	0	0	1 (2.0)
		中国	2	0	2	4 (7.8)
		近畿	0	3	1	4 (7.8)
		中部	2	3	1	6 (11.8)
		関東	2	8	1	11 (21.6)
		東北	0	0	0	0 (0.0)
		北海道	0	0	0	0 (0.0)
(不明)	(*7)	(3)	(2)	(12) (23.5)		
親の引き取り	親が引き取った件数	2	4	1	7 (13.7)	
母親の年齢	10代	*1	2	2	5 (9.8)	
	20代	*3	14	4	21 (41.2)	
	30代	*5	4	1	10 (19.6)	
	40代	*1	2	0	3 (5.9)	
	(不明)	(*7)	(3)	(2)	(12) (23.5)	
預け入れに来た者	母親	*9	20	6	35 (68.6)	
	父親	*4	5	2	11 (21.6)	
	祖父母	*5	5	2	12 (23.5)	
	その他	*1	6	4	11 (21.6)	
	(不明)	(*4)	(2)	(1)	(7) (13.7)	

(注) 「平成21年度の全項目」および「*」は熊本市公表項目に追加した項目。「※」は時点修正で同市の数値と異なる項目。また、パーセントは小数点第2位四捨五入のため、合計が100%にならないものもある。＜資料：熊本県＞

(2) ゆりかごの利用事例の背景や事情

① 親の状況

- 親の居住地域は、39件について判明している。関東地方11件、近畿地方4件、中部地方6件、中国地方4件、四国地方1件、熊本県以外の九州地方13件である。
- 母親の年齢は、10代5人、20代21人、30代10人、40代3人と、10代から40代まで幅広い年代にわたっている。
- 母親の婚姻の状況は、既婚事例10件、未婚の事例16件であった。
- 親が経済的に困窮した状況にあると訴える事例が7例見られた。また、親が教育関係者、福祉関係者であったり、親族に保健医療関係者がいる事例があった。

② 子どもを出産した時の状況

- 医療機関で出産した事例が24件、医療機関と推測される事例4件、自宅での出産事例14件、車中での出産事例が1件見られた。

③ 子どもを預け入れに来た者

- 母親が一人で来た事例、男女で預け入れに来た事例、祖父母が預け入れに来た事例、男性のみで預け入れに来た事例などさまざまであった。

④ 公的機関との関わりの状況

- きょうだいがいる事例の中には、既にきょうだいが養育困難として乳児院に入所措置されているなど、児童相談所がその家庭に関わっていた事例が複数あった。

⑤ ゆりかごに預け入れた主な理由

- 最も多いものは、戸籍関連（戸籍に入れたくない）8件、次いで、生活困窮7件、不倫5件、未婚3件、世間体3件、その他4件となっている。

⑥ その他

- 障がいのある子どもが預け入れられた事例が複数あった。

【図表 2-1-4：利用事例の背景にかかわる項目の情報】 (単位：件、%)

項目	細項目	19年度	20年度	21年度	合計 (%)
利用件数		17	25	9	51 (100.0)
出産の場所	医療機関	7	13	4	24 (47.1)
	医療機関 (推測)	1	3	0	4 (7.8)
	自宅	2	9	3	14 (27.4)
	車中	1	0	0	1 (2.0)
	不明	6	0	2	8 (15.7)
ゆりかごまでの 主たる移動 (交通) 手段	車 (自家用車)	6	9	6	21 (41.2)
	航空機	1	6	0	7 (13.7)
	新幹線等鉄道	5	7	3	15 (29.4)
	その他 (上記以外)	0	0	0	0 (0.0)
	不明	5	3	0	8 (15.7)
母の属性	既婚 (婚姻中)	5	5	0	10 (19.6)
	離婚	4	6	3	13 (25.5)
	未婚	1	11	4	16 (31.4)
	不明	7	3	2	12 (23.5)
家庭の状況	ひとり親家庭	3	7	1	11 (21.6)
	その他	14	18	8	40 (78.4)
きょうだいの有無	あり	9	12	3	24 (47.1)
	(うち3人以上)	5	2	0	7 (13.7)
	なし	1	10	4	15 (29.4)
	不明	7	3	2	12 (23.5)
子どもの実父	母親と婚姻中 (夫)	5	2	0	7 (13.7)
	母親と内縁関係	2	1	1	4 (7.8)
	その他 (恋人等)	0	9	2	11 (21.6)
	その他 (詳細不明)	3	4	2	9 (17.7)
	実父に別の妻子あり	0	6	2	8 (15.7)
	不明	7	3	2	12 (23.5)
ゆりかごを利用 した主な理由 (預け入れに来た者 からの聞き取りなど を基に児童相談所 において主な理由と判 断した項目で分類)	生活困窮	2	5	0	7 (13.7)
	親 (祖父母) 等の反対	0	0	1	1 (2.0)
	未婚	0	3	0	3 (5.9)
	不倫	0	3	2	5 (9.8)
	強姦	0	0	0	0 (0.0)
	世間体	1	1	1	3 (5.9)
	戸籍 (に入れたくない)	1	6	1	8 (15.7)
	パートナーの問題 ⁽¹⁾	0	1	1	2 (3.9)
	母親のうつ・精神障がい	0	1	0	1 (2.0)
	友人の勧め	0	1	0	1 (2.0)
	養育拒否	1	0	1	2 (3.9)
	その他 ⁽²⁾	3	1	0	4 (7.8)
	不明	9	3	2	14 (27.4)

※平成 21 年 9 月 30 日現在判明分

<資料：熊本県>

(1) パートナーが子どもを認知しないことやパートナーの浮気が預け入れの理由となったもの。

(2) いずれの項目にも属さないもの (子どもに障がいがあることで養育困難と訴えたものを含む)。

(3) 預け入れられた後の子どもの状況

① 本県内での子どもの養育

- 熊本県中央児童相談所が措置した子どものうち、親が判明し親元の児童相談所にケース移管したものの以外の事例 13 件については、県内の乳児院や里親の下で養育されている。
- 施設の職員からは、子どものケアにあたって家庭環境などの情報がほとんどないため、適切な養育と援助を行っていくうえで苦慮するとの訴えが出されている。
- 特別養子縁組に至ったものはなく、その手続きに入ったものもない。

② 親が判明したケースの移管

- 親が判明するきっかけは、預け入れた後に相談等があった場合、その後連絡をしてくる場合、手がかりを残していく場合などである。
- これまでに親が判明し接触・相談ができたもの 39 件のうち 38 件については、親の居住地の児童相談所にケースを移管した。それらは、家庭での養育が困難で施設入所などになったものが多かったが、家庭引取りとなったものも 7 件あった。
- 実親の居住地の児童相談所にケース移管した事例の中には、実親の同意を得た後に家庭裁判所の審判を経て、特別養子縁組が成立したものが 1 件あった。

2. ゆりかごの利用状況の総括

(1) ゆりかごの利用事例の全体的な傾向

① 年度別の変化

- 平成 20 年度は、平成 19 年度と比較して、「利用件数が増加した」「男女比がほぼ同数に近づいた」「母親の年代が若年化した」「既婚事例が減少し未婚事例と不倫事例が増加した」「自宅出産の割合が高くなった」「親の判明率が高まった」などの変化があった。

② 項目毎の関連

- 引き取りにつながりやすい要因は、「経済状態・就労が安定している」「正式な婚姻関係にある」「子どもが第 1 子である」ことの 3 点である。
- 養育を拒否する要因は、「経済的に困窮状態にある」「婚姻以外の関係にある」「ゆりかご利用以前に公的機関と接触を持っている」などの点である。

(2) ゆりかごの利用状況の総括

- 特徴的なものは、「広域からの利用がある」「自宅での出産が多い」「主たる交通手段は公共交通機関も少なくない」「祖父母が預け入れに来た事例が少なくない」「親族や友人に相談した結果、預け入れに来ている事例があった」、一方で、「親族や友人にも相談できずに、孤立したまま、預け入れに来ている事例があった」「親や親族が安定した職業に就いている」事例があった、また、「生活の困窮を訴える事例も見られた」ことなどである。

第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

【第3章の主な内容と要点】

- 第3章では、慈恵病院での相談事例の総括をするとともに、ゆりかご事例との比較を行った。また、妊娠・出産にかかる全国の相談窓口の設置状況についても考察を行った。
- 第3章の要点は、次のとおり。
 - ・ 慈恵病院の相談窓口には、年間約500件の相談が寄せられている。そのうち、5割程度が県外からの相談である。また、「思いがけない妊娠」についての相談が約3割で最も多い。
 - ・ 病院相談事例の特徴は、「広域の相談も多い」「思いがけない妊娠や中絶に関する相談がある」「妊娠中の相談や出産直後の相談など、緊急な対応が必要と判断される事例がある」ことなどである。緊急対応を行った事例が、平成19年度、平成20年度の2年間で79例あった。
 - ・ 全国の自治体では、妊娠・出産にかかる独自の相談窓口を設置しているが、慈恵病院と同様の24時間の匿名での電話相談窓口を設置しているところはない。

1. 慈恵病院での相談対応の状況と背景

(1) 病院での相談対応の状況

① 相談の実績

- 慈恵病院では、平成18年11月から24時間無料電話相談を開始した。新規の相談件数は平成19年度501件、平成20年度472件であり、県内外から多くの相談がある。
- 平成19年度では、全体501件のうち、県内からの相談170件、県外からの相談250件である。

② 相談対応の体制

- 24時間電話相談については、3人の相談員（助産師）で対応がなされている。

③ 相談の概要

- 平成19年度の方法別相談件数は、電話440件、来所48件である。時間帯別相談件数は、午前9時から午後5時までが302件、午後5時から夜12時までが140件である。
- 相談者の年齢別件数は、年齢順に、15歳未満8件、15～18歳未満18件、18～20歳未満36件となっている。未婚・既婚別件数では、既婚（婚姻中）179件、未婚162件、離婚47件の順になっている。
- 相談内容別件数は、思いがけない妊娠についての相談が164件と最も多く、妊娠・避妊に関する相談90件、出産・養育についての相談67件などである。

④ 相談対応の状況

- 病院においては、できるだけゆりかご利用に至る事前の相談の段階で援助や問題解決に導くことを目指している。
- 緊急な対応を要したケースは、平成19年度53件、平成20年度26件、合計79件であった。こうした中には、ゆりかごと密接に関連するものが、約1割（9件）見られた。
- 特別養子縁組で養親となることを希望する相談のうち54件は、特別養子縁組あっせん

関係者を介して、特別養子縁組の手続きに入っている。

(2) 病院相談事例の特徴

① 病院相談事例の特徴

- 病院相談事例の特徴は、「妊娠している本人からの相談が多い」「広域からの相談も多い」「思いがけない妊娠や中絶に関する相談がある」「妊娠中の相談や出産直後の相談など、緊急な対応が必要と判断される事例がある」などである。

② 病院相談事例とゆりかご事例の比較

- 両者に共通する点は、「関東地方なども含め広く全国からの利用となっている」「思いがけない妊娠に悩む場合などリスクの高い事例が多い」などである。
- 両者で異なる点は、病院相談事例では、「県内からのものが4割程度を占めている」が、ゆりかご事例では、「親の居住地が判明しているものはすべて県外である」などである。

③ 病院の相談窓口に多くの相談が寄せられている理由

- 相談が多い理由は、「利用者に対して病院ならではの安心感を与える雰囲気がある」「悩める人にとって相談しやすく、専門的な見地から適切な対応ができています」などである。

④ 病院相談業務で苦慮している点

- 相談者などの生命、身体に急迫した状況が認められる場合の対応、特別養子縁組を希望する相談者とあっせん事業者との仲介を行う取組などに苦慮している。

2. 妊娠・出産にかかる全国の相談窓口の設置状況

(1) 熊本県・熊本市における相談対応状況

- 熊本県では、ゆりかご開設に併せて、中央児童相談所に専用電話回線を設けるとともに、匿名での出産・養育に関する相談対応の周知を図った。また、熊本市においても、ゆりかごの開設と同時期に、24時間の電話相談窓口を設置した。
- 平成20年度の相談件数は、熊本県204件、熊本市594件である。いずれも緊急対応を伴わない相談であるが、多くの相談が寄せられている。

(2) 全国の相談窓口の設置状況

- 全国の自治体66で、独自の相談窓口を設置しているのは、全体の3分の1にあたる22自治体である。

第4章 ゆりかごに深く関連する子どもの状況と制度

【第4章の主な内容と要点】

- 第4章では、子どもの遺棄の状況について考察するとともに、養子縁組の状況を整理した。また、妊娠・出産・養育支援にかかる全国の実施状況も整理した。
- 第4章の要点は、次のとおり。
 - ・ 子どもの遺棄については、平成13年度から平成18年度は年間平均34人程度であったが、平成19年度は66人と大幅に伸びた。
 - ・ 棄児事例では、医療機関以外での出産事例が多いことなど、ゆりかご事例との共通点が多い。
 - ・ ゆりかご事例で、特別養子縁組について家庭裁判所でのどのような判断がなされるか予測がつけにくいという課題がある。
 - ・ 妊娠・出産・養育支援については、新生児里親委託の実施（愛知県）をはじめ全国でさまざまな実施がなされている。

1. 子どもの遺棄・嬰兒殺の状況

(1) 子どもの遺棄の状況

① 全国の棄児数の推移

- 全国統計がとられていない期間で、平成13年度から平成18年度は年間平均34人程度であったものが、平成19年度は66人と大幅に伸びた。

② 全国の棄児の特性（平成18年度）

- 熊本県が調査した平成18年度の棄児33事例のうち、性別は、男児15人、女児18人、遺棄された場所は、病院敷地内8人、屋外・路上7人、集合住宅周辺6人、民家の前4人、年齢は、生後1日（出産直後）15人、生後1週間以内9人となっている。

③ 九州管内の棄児の状況とゆりかご事例との比較

- 棄児事例の背景等については、母親の年齢が若年層に限定されず広がりが見られること、きょうだいのいる事例が多いこと、医療機関以外での出産事例が多いことなど、ゆりかご事例と共通する点が多い。

(2) 嬰兒殺の状況

- 全国で嬰兒殺として警察が認知している件数は、最近の10年間やや減少傾向にある。ゆりかごが設置される前年度の平成18年度は21件であった。

(3) その他の考慮すべき事例

① 熊本市内での嬰兒殺事例

- 平成19年12月、熊本市内で新生児死体遺棄事件の発生が確認された。

② 佐賀県での新生児死体遺棄事例

- 平成19年12月に、佐賀県内で、新生児を遺棄したとして、20代の母親が逮捕された。

③ 熊本市内での幼児置き去り事例

- 平成19年12月、熊本市内の商業施設に置き去りにされた女児が、閉店後に発見された。

④ ゆりかごの利用を回避できた事例

- 県外に居住する未婚女性が一人で自宅出産した新生児を、ゆりかごに預けようと熊本に連れて来たが、慈恵病院に行く前に思い直し、友人に相談した。子どもは保護された。

2. 養子縁組の状況

(1) 特別養子縁組と養子縁組

① 特別養子縁組制度

- 特別養子縁組は、思いがけない妊娠により出生した児童の福祉を図る方法としても、制度がかなり定着しているとされる。

② 棄児の場合の特別養子縁組

- 児童相談所が関与する遺棄児童の特別養子縁組事例では、平成13年度から平成19年度の61事例のうち、手続き中の3事例を除き、すべて縁組が成立している。
- ゆりかご事例で親が判明しないケースの棄児については、前例がないため、家庭裁判所でどのような判断がなされるのかは明確な予測がつけにくい。

③ 普通養子縁組

- ゆりかご事例についても、特別養子縁組の申立ができる6歳をこえた場合や里親の下で18歳まで養育をされた後、普通養子縁組を結ぶ場合も考えられる。

④ ゆりかご事例と特別養子縁組

- 親が判明し親元の児童相談所にケース移管したゆりかご事例のうち1件について、実親の同意に基づき、平成21年4月に特別養子縁組が成立している。

(2) 国際養子縁組

- 国際養子縁組は、平成19年度601件となっている。

3. 妊娠・出産・養育支援にかかる全国の実態

① 相談体制・相談方法

- 妊娠・女性の健康に係る専門の相談窓口、母子健康手帳の活用、ワンストップの相談窓口などの取組がある。

② 福祉・保健・医療間での連携による支援

- ハイリスク妊婦の情報提供・情報交換の取組がある。

③ 妊娠期・出産期における支援

- 産後うつ等への対応、極低出生体重児、未熟児、多胎児の場合の支援、疾病を有している場合の支援、経済的な支援、家庭訪問事業などの取組がある。

④ 里親・養子縁組での取組

- 新生児里親委託の取組などがある。

⑤ 教育・啓発による支援

- いのちを大切にする教育、ふれあい体験事業などの取組がある

⑥ その他

- 緊急避難的に子ども(母子)を預かるシステムとしては、一時保護所や施設等への委託、シェルター等の活用により行われている例がある。

第5章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

【第5章の主な内容と要点】

- 第5章では、ゆりかご事例の全体分析の結果やゆりかご利用の動機や背景などを基に、課題をとりまとめた。また、慈恵病院では、ゆりかごの運用と相談業務とが一体的に運用されていることから、病院相談事例から見える状況も併せて考察を行ったうえで、諸課題を整理した。
- 第5章の要点は、次のとおり。
 - ・ 預け入れる以前に関する課題として、「顔の見える相談には限界がある」「地域には知られたい相談は、市町村では受け止めにくい」「医療機関での相談体制が整えられていない」「思いがけない妊娠への支援、対策が十分でない」「医療機関での障がい児の出産・養育への支援が不足している」などがある。
 - ・ ゆりかごの運用面と対応における課題として、「預け入れられる以前で、母子の身体的な安全が懸念される」「子どもに関する情報収集がなされず、子どもが不利益を被るおそれがある」などがある。
 - ・ 預け入れられた子どもの援助に関する課題として、「児童相談所で実施する社会調査に関する十分な理解が得られていない」「ゆりかごの問題は一県で対応できる事柄ではない」「ゆりかごの子どもは安定的な生活が保障されにくい」などがある。

1. ゆりかごに預け入れる以前に関する課題

(1) 妊娠・出産・養育にかかる相談体制と対応のあり方に関する課題

- ① 現状の公的サービス（相談体制等）における課題
 - 顔の見える相談の形式では限界があるため、匿名で相談できるシステムの検討が必要。
 - 戸籍に出生した痕跡が残ることへの抵抗から相談に至らないため、戸籍制度のあり方についても検討することが必要。
 - 乳児院などへの入所措置の段階では匿名での対応ができないため、匿名での措置を認めるなど入所措置のあり方も検討することが必要。
 - 地域には知られたい相談は、市町村では受け止めにきいため、地域・市町村・都道府県境をこえて広域で対応していく方向を考えることが必要。
- ② 行政と民間での相談体制の充実における課題
 - 医療機関での相談体制が整えられていないため、ソーシャルワーク機能の強化など、民間の医療機関での相談体制の整備を検討することが必要。
 - 医療機関の間のネットワークが形成されていないため、病院間のネットワークをつくり思いがけない妊娠等に即座に対応できるようにすることが必要。
 - 相談対応に当たるスタッフの質的充実を図るために、訓練・学習の充実が必要。
- ③ 相談窓口の周知、情報の提供に関する課題
 - 公的相談窓口の認知度が低いため、妊娠・出産に悩みを持つ親に対して、相談機関の情報をしっかりと伝えていくことが必要。

(2) 妊娠・出産期からの支援体制に関する課題

① 妊娠・出産期からの支援に関する課題

- 医療機関での出産後の支援体制が十分でないため、周産期医療機関と市町村保健・福祉部署との連携強化が必要。
- 地域における妊娠期からの支援体制の整備が必要。

② リスクの高い（ハイリスク）家庭等への支援に関する課題

- 思いがけない妊娠への支援、対策が十分ではないため、妊娠初期から相談・助言・支援が受けられる仕組みを考えることが必要。
- リスクの高い家庭には、頻繁かつ丁寧に関わるなど、対応の強化が必要。
- 生活困窮世帯への対応が十分でないため、相談機能の充実だけでなく、経済的な視点も含めた複眼的な視点で要因を挙げて対応していくことが重要。

③ 特段の支援が必要なケースに関する課題

- 10代の未婚女性の妊娠への支援が十分でないため、学校関係者を含めて周りの大人が敏感さを持ち、気づくことに心がけることが重要。
- 市町村保健・福祉担当者が妊娠期から積極的に支援に向いていくことが必要。

④ 障がい児を出産した親の支援に関する課題

- 障がい児の出産・養育について、適切な告知の時期や伝え方を考慮すると同時に、医療機関にいるうちに不安や困難さを表現させ、支援に結びつけることが必要。

⑤ 出産そのものへの支援に関する課題

- ゆりかごに預け入れる前段階で母子の生命・安全が懸念されるため、自宅での準備のない出産は極めて危険であることを強く注意喚起すべき。
- 出産や妊婦健診への補助制度の充実、無料化など、出産での経済的な支援が必要。

⑥ 妊娠期からの支援体制の広報・周知

- 学校と連携し、男女ともに親になるための教育に早くから取り組むことが必要。

(3) 社会全体での取組に関する課題

① あらゆる世代への教育の徹底に関する課題

- すべての青少年が結婚・出産・養育について、基本的な知識を学ぶことが不可欠。
- 妊娠・出産・養育の問題は男性の問題でもあることを男性に認識させることが必要。

② 社会の意識の改革に関する課題

- 戸籍制度を子どもの権利の観点から見直す議論を開始することが必要。
- 未婚の母親や非嫡出子に対する社会的な偏見の解消に向けた努力が必要。
- ゆりかご事例に関しては、関与した児童相談所等での検証が必要。

2. ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院での対応における課題

① 施設の運用面、初期対応での課題

- ゆりかご利用においては、完全に匿名が保たれるとの誤解があるため、機会をとらえて、児童相談所が社会調査することなどを周知することが必要。

② 母子の身体的な安全の確保

- 預け入れられる以前で、母子の身体的な安全が懸念されるため、十分な注意喚起と運用上の工夫等を検討することが必要。

(2) 児童相談所および関係機関の対応における課題

① 児童相談所の初期対応

- 病院相談事例での遠隔地の緊急対応において、親が居住する児童相談所などにスムーズにつなぐ仕組みの検討が必要。

② 熊本市の対応における課題

- 運用状況の検証については、施設の運用面の検証をより一層慎重に行うことが必要。

③ 警察の対応における課題

- 犯罪捜査の観点とは別に、警察に親を捜すことへの協力を求めることが必要。

④ 手続きの共有化に関する課題

- 個別の事例毎に対応せざるを得ない状況にあるため、他都道府県に理解、認識の共有を求めていくとともに、手続きをルール化することが必要。

(3) 利用状況などの公表（情報の公開）に関する課題

① 対外的な公表とマスメディアの報道に関する課題

- 個別事例の報道は子どもの利益の観点からは懸念されるため、子どもの人権・福祉に配慮した報道が望まれる。
- 報道が新たな利用を呼ぶという状況があったため、今後とも、子どものプライバシーに配慮した報道が望まれる。
- 公表の頻度や時期については今後も検討が必要である。

② 専門機関への情報の提供、情報の交換に関する課題

- 児童福祉関係者にもゆりかごに係る課題等が認識されていないため、全国の児童相談所や母子保健関係者などに対して、情報発信をしていく必要がある。

3. 預け入れられた子どもの援助に関する課題

(1) 児童相談所での保護・支援における課題

① 子どもを保護した以降の対応についての課題

- 児童相談所で行う社会調査の実施について、周知・理解を広めていくことが必要。
- 遺留品の保存等について、児童相談所がリストを作成し、管理を行うことが重要。

② 子どもの措置等にあたっての課題

- 児童相談所と乳児院等が連携を密にしながら、子どもの養育にあたっていくことが重要。
- ケース移管など都道府県をまたぐ手続きについては、国の関与を検討することが必要。

③ 広域的な利用にかかる課題

- ゆりかごの問題について、将来的には国の政策的な関与が必要。

(2) 子どもの健全な成長の確保に関する課題

① 乳児院、里親などでの適切な援助における課題

- 乳児院等で子どもを養育するうえでは、児童相談所などの十分な支援が必要。
- 幼児の養育については、児童相談所でも長期的に観察をしながら慎重な対応が必要。

② 子どもの人生についての課題

- 子どもへの真実告知については、専門的見地から検討を行い、備えておくことが必要。
- ゆりかごの子どもに、安定した生活が確保できる方策を検討していくことが必要。

(3) 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題

① 里親制度に関する課題

- 里親制度の充実を図るとともに、制度の周知・広報を行うことが必要。

② 特別養子縁組に関する課題

- 特別養子縁組制度を子どもの視点から総括、評価し、見直しをすることが必要。
- 養子縁組あっせんのルール化や、実態の把握とガイドラインの作成が必要。
- 親が判明しない事例での特別養子縁組の申立てについて、事前の十分な検討が必要。
- 特別養子縁組後の養親家庭に対する公的なサポートを検討することが必要。

(4) 家庭引き取り後の見守りと援助における課題

① 家庭引き取りの判断における課題

- 家庭引き取りの場合、愛着形成の状況を十分に把握して、家庭再統合を行うことが必要。

② 引き取り後のフォローにおける課題

- 児童相談所から市町村等への連絡体制等を含め、家庭引き取り後の支援が重要。

第6章 ゆりかごへの評価

【第6章の主な内容と要点】

- 第6章では、ゆりかごがどのような特性・機能を持つのかも踏まえ、運用の実態から見える事象を基に、ゆりかごへの評価をまとめた。現時点での評価として、ゆりかごの持つ特性、ゆりかごの意義と課題、ゆりかごの利用状況、ゆりかごの位置づけなどに関して、委員から出された課題と評価をまとめた。
- 第6章の要点は、次のとおり。
 - ・ 「ゆりかご自体」に対する評価としては、「ゆりかごは、生命を救済する仕組みと表現するより、養育をつなぐ機能を持つ仕組みと表現した方が実態に即している」「ゆりかごが存在することが、子どもの最善の利益を図るはずの『顔の見える相談手続き』を忌避させる可能性を高めている」「ゆりかごの匿名性は、預け入れる者にとっての利益と子どもの将来にとっての不利益といった二面性を持っている」ことなどである。
 - ・ 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の評価としては、「妊娠・出産・子どもの養育に悩み、追い詰められた人が、考える余裕を持つことで考えを改めたりする事例が多く、トータルの意味では、多くの生命がつながったとも考えることができる」ことなどである。また、「子どもの遺棄を防止する機能」「出産にまつわる緊急避難としての機能」「子どもが犠牲になることを防止する一時保護機能」があると評価できる。
 - ・ ゆりかごの設置が社会にもたらした影響として、現在の児童相談体制では、妊娠・出産に悩む人たちのニーズに対応できていない現状があることが明らかになった点がある。
 - ・ 事前相談の体制が整えられていない、匿名で子どもを預け入れるだけの施設の設置については、子どもの福祉の観点からは、全国に広がっていくことを容認することはできない。
 - ・ ゆりかごの利用状況を見れば、全国にも、丁寧に相談に対応する仕組みと安心して一時避難ができる場所・機能を持った、何らかのシステムが必要である。

1. 現時点でのゆりかごへの評価

(1) ゆりかごを評価するにあたって考慮すべき事項

- ① 子どもの歩むその後の人生・生活を第一に考えること
 - 評価に際しては、「生命の救済」「遺棄の助長」、特に「子どもの人生」を考えること。
- ② ゆりかごの特性を踏まえること
 - 「ゆりかご自体の特性」「事業主体・運営形態としての特性」「親の立場から見た特性」「子どもの立場から見た特性」「社会全体から見た特性」などを踏まえること。
- ③ 親の心理など利用の実態も踏まえること
 - せっぱ詰まった状況にあったのかなど利用の実態を踏まえること。この点では、例えば、ゆりかごを利用する者はもともと地域で相談する潜在力は持っており、衝動的に我が子の生命を奪ってしまうようなレベルではないとの考え方もできる。
- ④ ゆりかごが相談業務と一体的に運用されていること

- 相談業務と危機対応を前面に出した運用がなされている点を考慮すること。
- ⑤ 設置当初に想定された仕組みや対応と実際の運用との比較
 - 実際の運用は、設置の際に企図されたものとなっていない面を考慮すること。
- (2) 「ゆりかご自体」に対する評価
 - ① 「生命の保障、生命・身体の安全の確保」の観点からの評価
 - ゆりかごは、「養育をつなぐ」機能を持つ仕組みと表現した方が実態に即している。
 - ゆりかご事例の7割強は親の状況が明らかになっており、ゆりかごが一時的な保護機能を果たしたと考えられる。
 - 生後まもない子どもを遠方からゆりかごに連れてくる行為は、子どもの身体・生命の危険を伴い大きな問題である。
 - ② 「子どもの人権・子どもの福祉」の観点からの評価
 - ゆりかご事例では、将来「子どものアイデンティティの危機」を招くおそれがある。
 - 警察においても、犯罪捜査と切り離して、子どもに不利益にならないよう必要な情報を収集するために、捜査能力を最大限生かす必要がある。
 - ③ 「遺棄の助長につながっていないか」との観点からの評価
 - ゆりかごの預け入れ部分だけの仕組みを促進すれば、社会的に倫理観の劣化をさらに誘発する可能性も懸念される。
 - ゆりかごが存在することが、子どもの最善の利益を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させる可能性を高めていると考えられる。
 - ④ 「ゆりかごの匿名性」の観点からの評価
 - ゆりかごの匿名性は、預け入れる者にとっての利益と子どもの将来にとっての不利益の二面性を持っている。
 - ⑤ 「設置当初に想定した運用と実際の運用との比較」の観点からの評価
 - 施設の運用の実際と現実の子どもの養育において、現実には、公的機関が関与する点において、設置当初に想定した形とは、かなり違いが見られる。
- (3) 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の評価
 - ① ゆりかごへの総合的な評価
 - ゆりかごは、実践と経験の積み重ねの中で、「相談業務と一体的に運用されるゆりかご(新生児相談室)」といった視点が明確化された運用がなされている。その結果、全体の7割強で親が判明しており、子どもの出自を知る権利が損なわれなくなった状況が見られる。
 - ゆりかご事例では、明らかに生命が救われたと判断できる事例は認められないが、相談事例も含めた全体の事例で評価すれば、妊娠・出産・子どもの養育に悩み、追い詰められた人が、考える余裕を持つことで考えを改めたりする事例が多く、トータルの意味では「多くの生命につながった」とも考えることができる。
 - 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の積極的な意義は、以下の3点である。
 - ア. 名前や妊娠の事実を周囲に知られずに相談できる体制があることによって、子どもの遺棄や子どもを危険にさらすことを防止する機能を果たすことが期待できる。
 - イ. 出産にまつわる緊急避難の一つとして機能し、最悪の事態に至らないことを保障する

ことができる可能性がある。子どもの養育を支え、つなぐことができる。

ウ、親への障がい告知後の対応も含め種々の理由により、周産期の親が精神的混乱によって子どもが犠牲になることを防止する一時保護機能を果たすことができる。

② ゆりかごの設置が社会にもたらした影響

- 妊娠・出産に悩む人たちが多く存在するにもかかわらず、現在の児童相談体制ではすべてのニーズに対応できているとは限らない現状が明らかになった。
- ゆりかごがマスメディアに取り上げられることによって、社会的養護の必要な子どもが多数存在することが知られ、その分野への関心が高まった。

③ ゆりかごが問いかける社会のありよう

- ゆりかごが必要となった社会的背景には、子育て家庭が孤立化している状況があり、ゆりかごの事例には、世間体を重んずる風潮や戸籍が汚れるとの歪んだ身内意識を垣間見ることができる。ゆりかごは、これらも含めたわが国の社会のありようをも映し出している。
- ゆりかごは、今の社会に生きる私たちが、ゆりかご利用の現実を受け止め、すべてを飲み込んでいく覚悟があるのかを、我が事として真剣に考えることを求めている。

2. 日本のゆりかごのこれから

① ゆりかごが持つ匿名性について

- ゆりかご事例では、身近な人に匿名が担保されていることで、緊急避難への対応も容易となり、その後の援助に結びついている。しかし、子どもの最善の利益や出自を知る権利の観点からは、社会的に匿名であり続けることは原則として認められない。

② ゆりかごへの行政の支援のあり方

- ゆりかごは、民間の一医療機関の取組とはいえ、「公事（おおやげごと）」であり、結果として行政も匿名性に対して責任を負うことになる。
- ゆりかごは、民間のボランティアの取組であるから利用されているといった部分も多く、公の制度とすることについては慎重であるべきである。
- 相談業務とセットになった預け入れの部分に限定すれば、それを公費でバックアップすることも不可能ではないと考える。

③ ゆりかごが全国に広がることについて

- 事前相談の体制が整えられていない、匿名で子どもを預け入れるだけの施設の設置については、子どもの福祉を守る観点からは、広がっていくことを容認することはできない。
- ゆりかごの利用状況を見れば、全国にも、丁寧に相談に対応する仕組みと安心して一時避難ができる場所・機能を持った、何らかのシステムが必要である。
- その際、相談対応技法など研修の徹底が必要であり、ゆりかごと相談業務から学んだ新しい支援のあり方を、民間中心に創っていくことが必要である。
- ゆりかごが明らかにした諸課題は、都道府県域をこえた広域的な問題であり、国の関与が望まれる。

第7章 提言と要望—考え得る対応策—

【第7章の主な内容と要点】

- ゆりかごから見える諸課題やゆりかごの評価も踏まえ、議論したうえで、現時点で考え得る提言・要望事項をまとめた。
- 第7章の要点は、次のとおり。
 - ・ 国において、「妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制」を整備することが望まれる。
 - ・ 具体的には、「妊娠・出産・養育に関して緊急の対応ができる相談窓口の設置」「妊娠・出産対応のシェルターの整備」「妊娠・出産・親子の保護にかかる連携の拠点となるナショナルセンターの機能を持つ組織の設置」などを検討することが望まれる。

1. 慈恵病院・熊本県・熊本市に対する要望

- ① 三者の連携した対応、遺留品などの保存と管理の徹底
 - ・ 慈恵病院、熊本県、熊本市の三者の定期的な連絡会の開催と情報の共有。
 - ・ ゆりかご事例の情報や遺留品の保存と管理における十分な体制の確保。
- ② ゆりかごの運用にかかる改善と工夫（慈恵病院）
 - ・ 自宅出産の後に新生児を預け入れにくる行為が危険であることの注意喚起。
 - ・ 子どもに関する情報などが多く残されるような施設の運用面における改善と工夫。
- ③ 子どもの最善の利益を考えた援助（熊本県）
 - ・ ゆりかごに預け入れられた子どものケース記録などの保存・管理の徹底。
 - ・ 熊本市児童相談所（平成22年4月）へのゆりかご事例の引き継ぎ。
- ④ ゆりかごの運用状況の検証と公表の継続（熊本市）
 - ・ 短期的な検証の実施の継続と検証結果の公表。ゆりかごの利用状況の公表の継続。
 - ・ ゆりかご事例を対象した中期的観点からの検証の実施。

2. 国に対する提言と要望

- ① 全国の児童家庭相談体制の充実と周知
 - ・ 児童相談所など公的相談機関での相談対応の周知徹底。
 - ・ 相談窓口の担当者に対する研修制度の創設、充実の検討。
 - ・ 妊娠・出産・養育に関して緊急の対応ができる相談窓口の設置。
- ② 妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備
 - ・ 妊娠・出産対応のシェルターの整備の検討。
 - ・ 児童家庭支援センターの医療機関への付置の促進。
 - ・ ハイリスク家庭・特定妊婦にかかる通告制度の導入の検討。医療機関から市町村への妊娠届および出産届出制度の導入の検討。母子健康手帳制度の改正、運用の改善。
 - ・ 妊娠・出産に関する経済的支援の充実。子どもの貧困が妊娠・出産・子どもの福祉に与える影響に関する考察と検討。

- ・周産期医療機関へのソーシャルワーカー等の配置。周産期医療機関の専門職への児童福祉制度や子どもの権利に関する研修受講の義務付け。
- ・妊娠・出産・親子の保護にかかる連携の拠点となるナショナルセンターの機能を持つ組織の設置の検討。
- ③ 里親制度の充実と特別養子縁組制度の充実
 - ・里親手当の充実、専門里親の充実の検討。親族里親の柔軟な活用。養子縁組里親への新生児委託の推進。
 - ・特別養子縁組制度の総括と評価。特別養子縁組制度の周知。
- ④ 若者への命を大切にする教育の徹底
 - ・公的な相談窓口の学校での周知。教科書の記述の充実。
- ⑤ ゆりかご問題への国の関与
 - ・児童福祉に係る審議会等における、ゆりかごの法制度面での問題等の検討。
 - ・ゆりかごが与える影響などについての調査研究。

3. 全国の行政・関係機関に対する要望

- ① 社会調査に対する理解と協力とゆりかご事例の検証
 - ・ゆりかご事例について、熊本県中央児童相談所の社会調査などへの協力（全国の児童相談所や医療機関など）。
 - ・親元の居住地の児童相談所が関わっていた事例について、徹底した検証と結果の情報発信（全国の児童相談所）。
- ② 手厚い援助が求められる事例等への対応の強化
 - ・妊娠中から出産・養育相談があった場合の万全の対応（全国の児童相談所）。
 - ・子どもが児童養護施設などに入所している家庭のきょうだいや母親が妊娠した場合の見守りなどの確な対応（全国の児童相談所）。
 - ・地域での支援が必要と判断されるケースについての妊娠の時期からの見守りの強化（全国の市町村や地域の要保護児童対策地域協議会）。
- ③ 全国の医療機関等での関わりと対応の強化
 - ・リスクが高いケースへの母子に対する適切な支援と市町村などへの早期の情報提供、広域の周産期医療機関の全国ネットワークの形成（全国の周産期医療機関）。
- ④ 警察における情報の収集
 - ・犯罪捜査の観点とは切り離れた、親の情報を収集する捜査体制の創設の検討。

4. マスメディア関係者に対する要望

- ① 子どもに配慮した報道
 - ・ゆりかごに預け入れられた子どもたちの人権とプライバシーに配慮した報道。
- ② ゆりかごから明らかになった課題等に関する報道
 - ・ゆりかごの設置・運用に伴い明らかになった課題等を社会に訴える報道。

5. 地域社会に対する要望

- ・子育てが家庭を地域社会全体で支える環境をつくっていくための努力。
- ・妊娠・出産・子育てが社会全体の問題でもあるとの認識の醸成。

第8章 検証会議の考え方のまとめ

【第8章の主な内容と要点】

○ 第8章では、全体のとりまとめとして、ゆりかごの運用実態が示すもの、ゆりかごの評価と今後の方向性、ゆりかごが提起したこととその対応（提言）、ゆりかごが問いかける社会のありようについて、当検証会議の考え方を整理した。

○ 第8章の要点は、次のとおり。

（ゆりかごの運用実態が示すもの）

- ・ ゆりかごには、子どもの預け入れが51人あったが、中には、幼児や障がい児の預け入れ、福祉専門職や教育職関係者による預け入れもあった。
- ・ このように、ゆりかごの仕組みが、「子どもの最善の利益」を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させ、社会的に「倫理観の劣化」を懸念せざるを得ない状況も見られた。

（ゆりかごの評価と今後の方向）

- ・ ゆりかごの匿名性は、「預け入れる者にとっての利益」と「子どもの将来にとっての不利益」の「二面性」を持っているが、社会的には、匿名であり続けることは認められない。
- ・ ゆりかごについて、慈恵病院では、実践と経験の積み重ねを経て、相談業務や危機対応をより前面に出した「新生児相談室」として運営されることを、一層明確化した。ゆりかごについて、相談事例などの実績も含めて考えれば、「全体として多くの生命がつながり、多くの事例が救われている」と評価することができる。
- ・ 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」は、①子どもの遺棄の防止、②出産にまつわる緊急避難、③周産期の親の精神的混乱によって子どもが犠牲になることを防ぐための一時保護といった3点において、一定の機能を果たしていると考えられる。
- ・ ただし、ゆりかご全体として、課題も多いことから、極力、匿名性を排除する努力をすることが重要であり、引き続き、運用状況を注意深く見守っていくべきと考える。
- ・ また、ゆりかごと同様の仕組みが、単なる匿名で子どもを預け入れるものとして、今後、設置・運用されることについては、当検証会議としては、容認することは難しい。

（ゆりかごが提起したこととその対応：提言）

- ・ ゆりかごの利用実態から、妊娠・出産に一人で思い悩む女性が多く存在することが明らかになった。
- ・ こうしたことを踏まえて、国において、新しい仕組みの創設も含めて、「妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備や制度の運用改善」「社会的養護制度の改善」等について検討されることを望む。その際、「親が身近な者に知られず、かつ、子どもの育ちや将来には必要な情報は確実に収集できる仕組み」として整備されることが必要である。
- ・ 具体的には、「匿名で相談ができ、一時的に母子を匿名のまま緊急保護し、短期の入所も可能な設備を備えた施設」が、全国に一定か所整備され、そこを中心にネットワークが形成されることが必要である。

（ゆりかごが問いかける社会のありよう）

ゆりかご事例から見えるのは、社会のありようの一面であり、現代社会の子育てにおいて個人や個々の家庭だけでは背負いきれないものが形として噴出している状況である。社会全体としてそのことを真摯に受け止めることが求められている。

【ゆりかごの運用実態が示すもの】

- ゆりかごの設置を契機に充実が図られた慈恵病院の「24時間電話相談」には、医療機関ならではの安心感があることや専門的な見地からの援助や対応がなされていることによって、全国から年間約500件に及ぶ多くの妊娠・出産・子どもの養育に悩む深刻な相談が寄せられている。その中には、遠隔地からの相談で、救急車の要請や近隣の医療機関での受診指導を行うなど、緊急対応の結果、母子の生命の危機が回避される事例も見られた。

このように、「緊急対応を伴う相談窓口」が、全国の潜在的なニーズを掘り起こし、母と子の援助に結びついたと判断される状況が見られた。

- 一方、結果的に匿名で子どもを預け入れることも可能な仕組みである「このとりのゆりかご」には、当初から「匿名で預かる」というフレーズが一人歩きし、運用開始の平成19年5月10日から平成21年9月30日までの約2年5か月の間、子どもの預け入れが51件あった。その中には、一人での自宅出産の直後に遠方から車や公共交通機関で新生児を連れて来る事例など、母子の生命・身体の安全が危惧される状況があった。また、幼児の預け入れや障がい児の預け入れが複数見られ、福祉専門職や教育職関係者による預け入れもあった。

このように、「匿名で子どもを預け入れることのできる仕組み」が、「子どもの最善の利益」を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させ、社会的に「倫理観の劣化」を懸念せざるを得ない状況も見られた。

- これらのことは、妊娠・出産・子どもの養育をめぐって、相談体制の充実や緊急時の一時保護など「トータルな支援体制の整備」が十分でないことを示している。特に、思いがけない妊娠・出産と子どもの養育に対する親身な実効性のある支援が必要とされている。

【ゆりかごの評価と今後の方向】

- ゆりかごに預け入れに来る親は、もともと「地域で相談する潜在力」を持っているとも考えられること、また、ゆりかごでは、結果的に7割強の事例で親が判明し、児童相談所など「公的な援助」に結びついていることなどから、「生命の救済」「遺棄の助長」「子どもの人生」というゆりかごをめぐる3つの論点から考えた場合、ゆりかごでは、「失われる生命が助かった」というよりも、「子どもの養育が支えられ、その後の援助につながった」と評価する方が、利用の実態には即していると判断される。

また、利用実態から、ゆりかごの特徴である「匿名性の担保」に着目した場合、妊娠や出産について周囲に相談できず思い悩む者にとっては、身近な者に対して匿名性が担保されることで、相談がしやすく、その後の母子の援助にもつながることが期待できると言える。

- 一方、前述したように、ゆりかごという「匿名で子どもを預け入れることのできる仕組み」が、「子どもの最善の利益」を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させ、さらに、社会的に「倫理観の劣化」を懸念せざるを得ないことも事実である。

また、子どもが預け入れられた場合、「公事（おおやげごと）」として、「子どもの最善の利益」や「出自を知る権利」の観点から、児童相談所等公的機関による社会調査等がなされることは当然であり、社会的には匿名であり続けることは認められない。

- このように、ゆりかごの匿名性は、「預け入れる者にとっての利益」と「子どもの将来にとっての不利益」の「二面性」を持っていると指摘できる。
- 実際には、ゆりかごについて、慈恵病院では、実践と経験の積み重ねを経て、相談業務や危機対応をより前面に出した「新生児相談室」として運営することを、一層明確化した。「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」は、「高い相談技能に支えられた対応」「医療機関であることの安全性と安心感」といった特長をもち、現在の相談事例などの実績も含めて考えれば、「全体としては多くの生命につながり、多くの事例が救われている」と評価することができる。
- 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」は、①子どもの遺棄の防止、②出産にまつわる緊急避難、③周産期の親の精神的混乱によって子どもが犠牲になることを防ぐための一時保護といった3点において、一定の機能を果たしていると考えられる。
- ただし、ゆりかごと同様の仕組みが、相談業務や危機対応を伴わない、単なる匿名で子どもを預け入れるものとして、今後、設置・運用されることについては、「子どもの最善の利益」を損うのみならず、預け入れる者に対しても「誤解」を与え、かつ、社会の「倫理観の劣化」を招きかねないという懸念があることから、大きな問題であり、当検証会議としては、容認することは難しい。
- こうしたことに鑑み、ゆりかご全体としては、積極的な意義が認められる一方で、第5章で包括的に述べてきたとおり、課題も多いと言える。このため、今後、「生命・身体安全確保の徹底」に努めることはもちろんのこと、極力、「匿名性を排除する努力」をすることが重要であり、引き続き、運用状況を注意深く見守っていくべきと考える。

【ゆりかごが提起したこととその対応：提言】

- ゆりかごの利用実態と病院の相談事例からは、日本全国で、妊娠・出産に一人で思い悩み、身近な者や公的な相談機関に相談できない女性が多く存在することが明らかになった。また、そうしたニーズは今後とも存在していくものと考えられる。前述したように、「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」は、こうしたニーズに対し、一定の機能を果たしていると考えられる。
- また、ゆりかごの問題を契機として、生まれてからの児童の福祉を図る「児童福祉法」や児童虐待防止を図るための「児童の虐待防止等に関する法律」の理念や体系と、妊娠・出産をはじめ母子の健康を目的とする「母子保健法」の理念や体系との間に、「切れ目」があることが、明らかになりつつある。
- これらのことを踏まえ、国においては、ゆりかごの問題が都道府県の枠をこえた「広域的な問題」であることを受け止め、第5章の包括的な提言や第7章の具体的提言などを基に、新しい仕組みの創設も含めて、「妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備や制度の運用改善」「社会的養護制度の改善」等について検討されることを望むものである。
- その際、前述したように、ゆりかごの匿名性が、「預け入れる者にとっての利益」と「子ど

もの将来にとっての不利益」の「二面性」を持っていることから、それぞれを保障すること、つまり、「親が身近な者に知られず、かつ、子どもの育ちや将来に必要な情報は確実に収集できる仕組み」として整備されることが必要である。

- ゆりかごから見える諸課題への固有の対応は、「思いがけない妊娠」への相談対応と一時保護対策であり、そうした観点からの「切れ目のない支援」の取組の強化が求められる。具体的には、以下の2点である。
 - ・ 「匿名で相談ができ、一時的に母子を匿名のまま緊急保護し、短期の入所も可能な設備を備えた施設」が、全国に一定か所整備され、そこを中心にネットワークが形成されることが必要である。その場合、医療機関での整備が望ましく、それを公的に支援する形が期待される。さらに、相談業務についても、現在、慈恵病院で実践されているようなノウハウを一つのモデルとして、全国の公的な相談機関でも実践することを検討していく必要がある。また、すべての周産期医療機関のソーシャルワーク機能を向上させる必要がある。
 - ・ 公的相談機関の技能の向上を図り、どの地域でも実践できる技能が持てるようになるため、国において、「妊娠・出産・母子の保護に関わる連携の拠点となるナショナルセンターとしての機能を果たす組織」の創設を検討されることが必要である。

【ゆりかごが問いかける社会のありよう】

- ゆりかごの問題は、私たちに多くのことを問いかけた。ゆりかごが設置されて約2年5か月の間に51人もの子どもが預け入れられたという重い事実は、結果的には、今の社会にゆりかごが必要とされていたことを物語っている。
- ゆりかごというシステムが必要となった社会的背景には、現代社会において、「核家族化」や「地域社会のつながりの希薄化」が進むにつれ、血のつながった実の親や親族だけでは育児ができにくく、「子育て家庭が孤立化している状況」がある。さらに、個々人の意識に目を向ければ、ゆりかごの事例の一部には、今なお「世間体を重んずる風潮」や戸籍が汚れるといった「歪んだ身内意識」を垣間見ることができる。

ゆりかご事例から見えるのは、社会のありようの一面であり、現代社会の子育てにおいて個人や個々の家庭だけでは背負いきれないものが形として噴出している状況である。今に生きる私たちには、社会全体としてそのことを真摯に受け止めることが求められており、そのことによって、すべての子どもたちの福祉が守られることを願っている。
- ゆりかごは、私たちの住む現代の社会が生み出したものであり、その評価は、現時点において、真摯に論じることはもちろんであるが、その際、「後世からの評価」あるいは「大きくなったゆりかごの子どもたち自身の評価」にも思いを致す必要がある。